

令和3年度第2回龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

日 時：令和4年1月26日(水)

午前10時から

場 所：龍ヶ崎市役所 5階 全員協議会室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 地域包括支援センターの機能強化等について

(2) 第8期計画内施策の業務進捗について

- ・在宅介護支援センター運営事業の廃止について
- ・総合福祉センターの設置及び管理に関する条例，同条例施行規則の改正について
- ・高齢者福祉サービス事業の実施要綱の改正及び廃止について

(3) その他

4 閉 会

【 会 議 資 料 】

(1) 地域包括支援センターの機能強化等について

令和4年1月26日(水)

龍ヶ崎市 健康づくり推進部 健幸長寿課

地域包括支援センターの機能強化等について（２）

令和４年１月２６日

１ この間の経過

- 令和３年４月６日 在宅介護支援センター３事業所（牛尾病院 涼風苑 竜成園）に地域包括支援センターの今後の方向性について説明を行う。
- 令和３年４月２６日 庁議において上記の説明を行う。
- 令和３年７月２８日 介護保険運営協議会において地域包括支援センターの今後の方向性について説明を行う。
- 令和３年８月２０日 在宅介護支援センター３事業所（牛尾病院 涼風苑 竜成園）に地域包括支援センターの委託業務の仕様概要等について説明を行う。
- 令和３年１１月１０日 牛尾病院関係者から依頼あり、意見交換を行う。
- 令和３年１２月２１日 龍ヶ崎市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会設置要綱告示（別添）

２ 今後の方向性

庁議及び運営協議会において報告や協議を行うものとし、次のとおり進めたいと考えています。

（１）委託の考え方

２０２５年に向けた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、行政は主に政策の立案や推進を図るものとし、従来行っている相談・現場対応業務を含む包括的支援事業については、民間の社会資源を活かし、業務委託により事業の安定・継続を図ります。

センターはその設置目的に沿い、次の①～③に掲げる包括的支援事業に加え、④を一体的に実施することが示されており、市町村がこれらの業務を委託する場合には、一括して委託しなければならないとされています。

- ① 総合相談業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 指定介護予防支援業務・第１号介護予防支援事業

これらとは別に、市町村が取り組む事業の全部又はその一部についてもセンターに委託することは可能となっており、今回、以下の事業を加えます。

- ⑤ 地域ケア会議

※ケアプラン収入は、委託事業者の収入とします。

※設置場所については、委託事業者において用意するものとします。ただし、南部地区を担当圏域とするセンターについては、令和７年度完成予定の新保健福祉施設へ配置することも検討します。

※委託期間は、３年程度とします。

(2) 委託する範囲（エリア）

担当圏域の設定については、現在のところ、日常圏域の高齢者人口から、「北部・西部」（高齢者人口 11,341 人 専門職各 2 名）と「南部・東部」（高齢者人口約 10,912 人 専門職各 2 名）の組み合わせが適当と考えています。

【本市における日常生活圏域】



【日常生活圏域ごとの現状（令和 2 年 10 月 1 日現在）】（単位：人、％）

区分	西部地域	北部地域	東部地域	南部地域	合計
総人口	18,305	19,461	19,706	19,245	76,717
					76,311
第 1 号被保険者	5,807	5,534	3,726	7,186	22,253
					22,724
前期高齢者（65～74 歳）	2,931	3,466	1,943	3,766	12,106
					12,186
後期高齢者（75 歳以上）	2,876	2,068	1,783	3,420	10,147
					10,538
高齢化率	31.7	28.4	18.9	37.3	29.0
					29.8

総人口前年比 99.5% 世帯数前年比 101.2%

(3) 委託者の選定方法

担当圏域別に公募します。

(4) 委託料について

担当圏域ごとに、限度額を定めるとともに清算規定を設けます。

(5) 今後のスケジュール

令和 3 年度 委託方針の決定

在宅介護支援センター等への打診・協議

*本市における在宅介護支援センター（竜成園／涼風苑／牛尾病院）

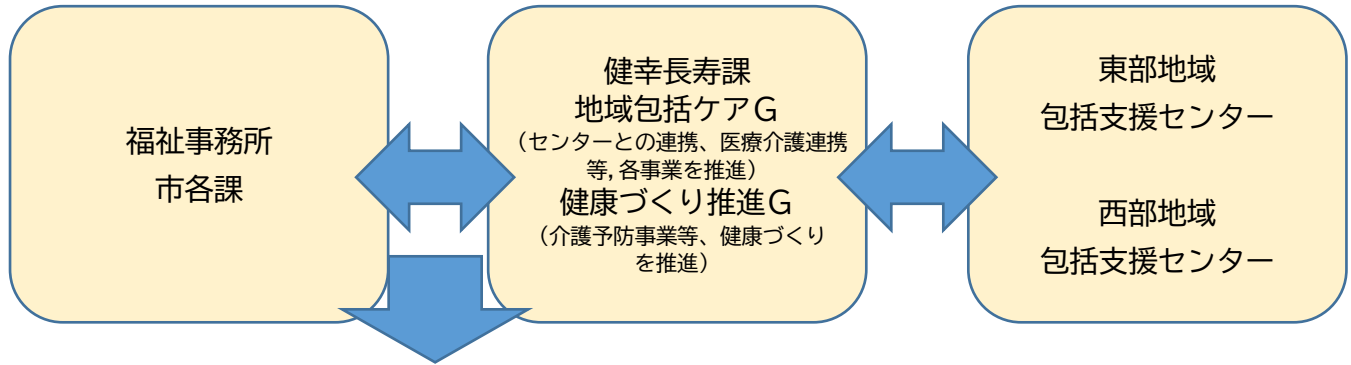
委託する業務内容及び担当圏域の設定

募集要項（概要）の作成・決定

令和4年度 公募～選考・決定

令和5年度 4月1日から委託業務開始

(6) 地域包括支援センターを2ヶ所委託した以後の事業分担について(案)



【民間センターに委託する事業】

・包括的支援事業

総合相談・権利擁護・包括的・継続的ケアマネジメント・地域ケア会議運営・支援

・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

【健康長寿課において引き継ぐ事業】

① 地域包括支援センターG⇒地域包括ケアG

・民間センターの指導、管理及び監督/数年ごとの委託手続き

・地域支援事業交付金

・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(訪問型、通所型、その他 事業所管理)

・第1号事業費 第1号高額介護予防サービス費

・在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療・介護連携推進会議/連携相談室委託)

・生活支援体制整備事業(家事サポ/協議体/生活支援コーディネーター/地域資源データベース)

・一般介護予防事業(高齢者地域ふれあいサロン)

・認知症総合支援事業(初期集中支援チーム/徘徊登録/サポーター養成・チームオレンジ/カフェ)

・権利擁護事業(成年後見制度利用促進/後見センター/中核機関)

・高齢者の保健事業と介護予防の一体化な実施事業

② 健幸づくり推進G

・一般介護予防事業(各講座、市民活動(シルバーリハビリ体操/元気アップ体操))

・介護予防拠点運営(まいん、元気サロン松葉館)

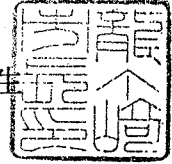
・健幸マイレージ事業

龍ヶ崎市訓令第 23 号

龍ヶ崎市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 12 月 22 日

龍ヶ崎市長 中山 一 生



龍ヶ崎市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 市から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 第 1 項に規定する包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）の委託を受け、法第 115 条の 46 第 3 項に規定する地域包括支援センターを設置する法人（以下「業務委託法人」という。）を公正かつ適正に選考するため、龍ヶ崎市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業務委託法人の公募に関すること。
- (2) 業務委託法人の選考に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康づくり推進部長
- (2) 福祉部長
- (3) 介護福祉課長
- (4) 健幸長寿課長

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、健康づくり推進部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、福祉部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

5 会議は、原則として公開しない。ただし、出席委員の過半数が特に認める場合にあっては、この限りでない。

6 委員は、その配偶者及び2親等以内の親族が役員又は経営者であるものに関する事項については、その議事に参与することができない。

(報告)

第6条 委員長は、会議において決定した事項を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康づくり推進部健幸長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

龍ヶ崎市地域包括支援センター 運営方針（案）

龍ヶ崎市健康づくり推進部健幸長寿課

I 方針策定の趣旨

この「龍ヶ崎市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とします。

II 地域包括支援センターの目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる、地域に密着したワンストップの相談拠点を目指します。

このため、龍ヶ崎市（以下「市」という。）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、センターを拡充し、地域の特性に応じた支援を行うとともに機能強化を図っていきます。

III 運営上の基本的な考え方や理念

センターの設置責任主体は、市であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取り組みについて、市とセンターが共通認識のもと協働して適切な運営に努めます。

また、市が設置する高齢者福祉・介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の意思決定に関与し、もって、適切、公平かつ中立なセンターの運営を確保します。

1 地域包括ケアの推進

高齢者が、住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続するためには、要介護状態にならないような予防対策から、その状態に応じた介護サービスや医療サービスを、様々な状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。センターは、その実現のため、地域住民の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定に向けた必要な援助、支援を包括的に行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、公的福祉サービスの利用だけでなく、地域の課題や問題について住民一人ひとりが「我が事」として主体的に役割を持ち、支えあいながら暮らし続けられる地域づくりに努めます。

2 「協働性」の視点

センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、各自が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで、相談

支援や地域課題に対応します。さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進します。

3 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関であること、また、センターの運営費用が市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切、公平かつ中立な事業運営を行います。

4 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。運営協議会や地域ケア会議、その他地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

IV 業務の実施方針

1 基本的事項

① 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した年間の事業計画を策定します。

② 職員の姿勢

センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを目的として業務を遂行します。特に、判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

③ 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

④ きめ細やかな相談支援、記録の実施

センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。また、継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

⑤ 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要です。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。

● 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

運営協議会は、センターの業務の方針、運営等に関することを所掌し、業務の評価や提案を行うなどセンターの運営に関与します。センターは運営協議会の意見を踏まえて、

適切、公平かつ中立な運営を確保します。また、センターの抱える地域課題に対応するため、運営協議会には委託地域包括支援センターの職員も出席します。

- 定期的な連絡会議

センターは、市が開催する連絡会議や研修会等への出席をとおして、市と緊密な連携を図ります。

- 民生委員児童委員連絡協議会

民生委員児童委員連絡協議会等への参加を通じ、民生委員児童委員との連携を強化し、地域における支援のネットワークの構築に努めます。

- 地域との連携

地域との連携において必要な団体の会議等への参加や地域行事に適宜参加し、協力関係を深めます。

⑥ 広報活動

センターの業務を適切に実施するとともに、業務への理解と協力を得るため、広報誌やホームページ、地域行事への参加等を通じ、地域住民及び関係者等に広報活動を行います。

⑦ 法令の遵守

センターの運営にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑧ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報保護法及び龍ヶ崎市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底します。

⑨ 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

2 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、相談を受けた高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とします。

① 総合相談支援

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行います。専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、課題を明確にした上で適切なサービスや制度、相談機関につなぎ、継続的な支援を行います。また、保健福祉サービスの代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の現状把握を行います。

② 地域におけるネットワークの構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員等、地域の関係者とのネットワーク構築に努めます。また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応できるように、関係者と連携や情報共有を図りながら、状況の把握や支援を行います。

③ 実態把握

高齢者本人，家族，民生委員，医療機関，介護サービス事業者等，様々な機関や関係者と連携しながら，訪問や電話等の手段を用いて支援を必要とする高齢者の把握に努めます。また，必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ，継続的な支援を行います。

3 権利擁護業務

地域の住民，民生委員，介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない，適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が，地域において尊厳のある生活を安心して行うことができるよう，専門的・継続的な視点から，高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うことを目的とします。

① 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族等に対して，成年後見制度の説明や関係機関の紹介等を行います。申立てを行える親族がいないと思われる場合や，親族があっても申立てを行う意思がない場合で，成年後見制度の利用が必要と認められる場合は，市長申立てにつなげる支援を行います。

② 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者虐待等で高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合，センターは市に当該高齢者の状況等を報告し，措置入所の実施を求めるとともに市と協働して必要な支援を行います。

③ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は，「高齢者虐待の防止，高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「高齢者虐待対応マニュアル（茨城県）」に基づき，速やかに当該高齢者の状況を把握し，市と連携して適切な対応を行います。また，高齢者虐待を予防する取組みとして，医療，保健，介護，福祉関係者だけでなく，多くの市民に高齢者虐待防止に対する理解を深めてもらえるよう，市とセンターが協働して啓発活動を行います。

④ 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合，高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には，センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに，センター全体で対応を検討し必要な支援を行います。

⑤ 消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために，民生委員や介護サービス事業者等，日頃から高齢者と接する機会の多い関係者からの情報収集に努めます。また，消費生活センター等と連携を図り，被害の未然防止，問題の解決にあたります。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう，地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくり，介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。また、介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員のネットワークの構築，活用を図ります。

(a) 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。

(b) 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

5 在宅医療・介護連携推進事業

支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供を目的として、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。センターは、市が実施主体となり推進する事業に関して、適宜協力及び開催支援等を行い協働して取組みを推進します。

6 生活支援体制整備事業

単身、夫婦のみ、また認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域において生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な支援体制の充実、また高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。センターは、市が配置する生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加や市民への普及啓発等、市と協働して取組みを推進します。

7 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し効果的な支援を行うことが重要です。「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、市と協働して取組みを推進します。

8 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議にはセンターも参加し、地域で生じている困難事例等について、民生委員や関係機関等の多職種で協議し支援方針を検討します。また、個別ケースの支援方針の検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の把握、その解決策の検討等につなげます。

9 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、その予防に努め、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。また、介護予防の意義や知識の普及啓発に努めるとともに、住民主体で自主的に介護予防活動が実施されるよう地域づくりを推進します。

10 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）に対し、介護予防及び日常生活の支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じ、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが、包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行います。実施にあたっては、高齢者本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることをめざします。

11 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

【 会 議 資 料 】

(2) 第8期計画内施策の業務進捗について

- ・ 在宅介護支援センター運営事業の廃止について
- ・ 総合福祉センターの設置及び管理に関する条例，同条例施行規則の改正について
- ・ 高齢者福祉サービス事業の実施要綱の改正及び廃止について

令和4年1月26日（水）

龍ヶ崎市 福祉部 介護福祉課

在宅介護支援センター運営事業の廃止について

1. 在宅介護支援センターとは

在宅介護支援センターは、地域で暮らす高齢者やその家族の相談窓口として、さらにはそのニーズに応じた各種保健・福祉サービスへの利用につなげる専門的機関として、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的に設置されました。平成9年度の竜成園を皮切りに、平成10年度には涼風苑、平成12年度には牛尾病院が加わり、現在の3事業所による支援体制となっています。

その後、平成18年に介護保険法が改正され、地域包括支援センターが創設されたことにより、その役割は地域包括支援センターへ移行していき、在宅介護支援センターは地域包括支援センターのブランチ（住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約したうえで、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」）として位置付けられ、現在に至っています。

（龍ヶ崎市の在宅介護支援センター）

名称	所在地	開設時期
在宅介護支援センター竜成園	龍ヶ崎市半田町1388番地 (特別養護老人ホーム竜成園内)	平成9年度
在宅支援センター涼風苑	龍ヶ崎市貝原塚町3689番地 (介護老人保健施設涼風苑内)	平成10年度
在宅介護支援センター牛尾病院	龍ヶ崎市若柴町1741番地1 (介護老人保健施設けやきの郷内)	平成12年度

2. 在宅介護支援センター運営事業の今後について

当市では、高齢者人口が増える中、地域包括支援センターの体制・機能強化を図り、当該業務の効果的かつ円滑な運営を推進するため、令和5年度より現行の行政直営型から、民間の社会資源を活かした委託型へ転換する方針です。それに伴い、在宅介護支援センターは令和4年度をもって廃止し、これまで担っていた業務は地域包括支援センターへ移行する予定です。

令和4年度は従来どおり在宅介護支援センターの委託業務を継続しながら、事業廃止に必要な手続き等を進めていきます。

総合福祉センターの設置及び管理に関する条例，同条例施行規則の改正について

1. 改正理由

総合福祉センターの運営に当たっては，施設利用の現状と，条例及び施行規則とでは差異が生じており，課題となっていました。そこでこの度，現在の施設の利用形態に即し，かつ今後の施設の有効活用を踏まえた上で見直しを行い条例及び施行規則を改正いたします。

具体には，在宅高齢者デイ・サービスセンターが平成29年3月をもって廃止され，身体障がい者デイ・サービスセンター事業も障害福祉制度の転換によって，現在は社会福祉協議会による運営となっており，現行条例は実態とそぐわない内容であるため，現状の運営に即した内容に改正するものです。

併せて，在宅高齢者デイ・サービスセンターが廃止されたことにより，空きスペースとなった居室について，高齢者団体をはじめ，施設の利用率アップに向けた利活用が容易にできるよう改正するものです。

2. 改正の概要

(1) 条例の主な改正点

- ・総合福祉センター内の各居室（浴室，健康器具室，集会室，教養娯楽室，多目的室，会議室）を「施設」として定義し，個人と団体に利用できる施設を区別できるようにする
- ・事業内容を現状に即したものに改正する
- ・開館時間を現状に即し改正する（9:00～16:30 ⇒ 9:00～17:00）
- ・個人利用できる施設と団体利用のみとする施設を区別するため，新たに利用者の定義を定める
- ・条文全体の文言の整理

(2) 施行規則の主な改正点

- ・利用申請方法について改正する（個人利用と団体利用の申請を区別。60歳以上・60歳未満及び市内・市外のものの申請受付時期の優先付けなど）
- ・廃止となった在宅高齢者デイ・サービスセンター関連の項目を削除する
- ・各種様式を現状に即したものに改正する

3. 今後の予定

条例改正は令和3年第4回市議会定例会にて議案を上程，承認を得ており，施行規則については，条例を基に改正案を作成中です。改正案がまとまり次第，公布の手続きを進める予定です。

なお，条例及び施行規則ともに施行期日は令和4年4月1日とします。

高齢者福祉サービス事業の実施要綱の改正及び廃止について

1. 家庭ごみのおはよう SUN 訪問収集実施要綱の改正

現在、担当課（環境対策課）で要綱改正に向けた作業を進めています。これまで対象者要件の明確な基準がなく、許可の判断に苦慮していましたが、今回の改正でその部分を見直します。なお、見直し案は、要介護認定1以上の高齢者、又は身体障害者手帳の総合判定2級以上の視覚障がい者・肢体不自由者（いずれもひとり暮らし、又はこれらに該当する者のみで構成された世帯）とする予定です。

事業内容	今後の予定
自宅から集積所へごみの搬出が困難な高齢者等を対象に、市職員が訪問し、ごみ収集を実施する事業 【第8期計画書 P. 79】	要綱の改正 ・対象者要件の基準を明確にする（要介護認定1以上の高齢者、身体障害者手帳総合判定2級以上の視覚障がい者・肢体不自由者）

2. 高齢者介護用品購入費助成事業実施要綱の改正

国からの「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」の事務連絡により、今後、財源を一般会計や市町村特別給付に移行する予定がある中で、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討するよう示されていることから、同要綱の見直しを図ります。

なお、今回の見直しでは対象者の支給要件（要介護高齢者等の要介護度の変更等）や、不明瞭な部分に対する改善（世帯の定義、在宅の判断基準、生活保護法に基づく被保護者の取扱い等）を行います。

事業内容	今後の予定
在宅の高齢者等（要介護3以上又は同程度）を介護している方の負担軽減のため、介護者が介護用品を購入する際に、購入費の一部を助成する事業 【第8期計画書 P. 91】	要綱の改正 ・対象者の支給要件を見直しする（要介護3 ⇒ 要介護4に変更） ・不明瞭な部分を改善する（世帯の定義、在宅の判断基準、生活保護法に基づく被保護者の取扱い等）

3. 徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の廃止

GPS機能のあるスマートフォンの普及が進んでいることや、本事業の登録者が少数で、かつ実際の利用実績が少ないこと、さらには次年度以降の新規契約者は新型端末機への移行が予定されており、これに伴う基本料金の増額が利用者の負担増につながることを併せて、認知症等によって徘徊のおそれがある方にQRコードシールを配付する事業を開始する予定があることなど、これらを考慮した上総合的に判断し、当該要綱の廃止を行います（令和4年度以降の新規申請の受付を停止）。ただし、現利用者に関しては、これまでの使い慣れた環境のもとでの利用の必要性を考慮し、経過措置としてサービスを継続するものとします。

事業内容	今後の予定
徘徊がみられる認知症高齢者を介護している介護者に対して、GPS等を利用した位置情報端末機を貸与し、徘徊時における位置情報の提供や緊急対処員の派遣を行う事業（警備会社であるセコム「ココセコム」を利用した事業） 【第8期計画書 P.91】	次の理由等により要綱を廃止 ・GPS機能のあるスマートフォンの普及（携帯電話を通じた位置情報の取得が容易になっている時代背景） ・登録者及び利用実績が少ない現状（R2年度（R3.3月末時点）：登録者6名、利用実績0件、R3年度（R3.12月末時点）：登録者6名、利用実績6件） ・次年度以降の新規契約者は新型端末機への移行が予定されており、これに伴う基本料金の増額（@500円（税抜）⇒@1200円（税抜））と利用者本人の負担増 ・現行の「おかえりマーク」に代わり、新たに「QRコードシール」を活用した徘徊登録事業を実施予定（予算配分の移行により実施）